

氏 名	かわ かつ たけ し 川 勝 健 志
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 232 号
学位授与の日付	平 成 17 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学 位 論 文 題 目	地 方 環 境 税 の 理 論 と 制 度 設 計

論文調査委員	(主 査) 教 授 植 田 和 弘	教 授 吉 田 和 男	教 授 塚 谷 恒 雄
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、持続可能な地域社会の実現に果たすべき地方環境税の役割とその望ましいあり方を探求すべく、国内外の先進的事例を素材にその機能と制度設計及び得られた効果の関連について理論的・実証的に解明することを試みた労作であり、補論を含め、以下8つの章で構成されている。

序章では、まず本研究でいう持続可能な地域社会の定義を示した上で、その成立要件が整理され、本論文全体を貫く分析の視点が提示される。さらに地方環境税研究の動向が概括され、各章で検討すべき問題の所在と本研究の課題が明らかにされる。

第1章では、地方環境税の地方税としての適格性が検討される。課税根拠の正当性が地方税原則に照らして検証され、地方環境税が既存の他の地方税と比較しても、地方税としての適性が十分にあることが明らかにされる。同時に、特に地域定着性や応益性に重要な課題が残されており、制度を具体化する際には、環境問題・環境政策における国と地方の役割分担についても考慮する必要のあることが指摘される。

第2章では、環境政策の諸機能を政府間で配分する評価基準について地方財政理論と補完性原理の比較分析に基づいて検討される。効率性が唯一の評価基準とは限らないことが指摘されるとともに、集権的環境政策の論拠として両理論から共通して引き出せる越境型外部性、規模の経済性、自治体間規制競争が存在する場合でもそのことが直ちに中央政府による環境管理に結びつくわけではなく、当該管理機能が中層あるいは下層の政府によって担われることが望ましい場合もあり得ることが示される。

第3章では、熊本地域における地下水問題を素材として、地下水保全税の具体的設計とその機能分析が試みられる。その結果、同税収を地下水保全目的の財政支出と完全にリンクさせる仕組みを設計する場合には、参加型税制の構築が前提となること、理論上は16市町村の協調による広域的な課税が要請されるものの、熊本市が同地域内の他の市町村に先立って導入する意義は小さくないことが示される。さらに、同地域の地下水保全目的を実現するには、地下水保全政策と農業政策の統合に土地利用政策を加えた総合的な政策統合を進める税財政制度が設計されなければならないことが指摘される。

第4章では、米国ミネソタ州の廃棄物管理税制度が素材として取り上げられ、廃棄物管理税は、廃棄物の発生抑制・リサイクルを促すインセンティブ効果に加えて、税収の活用や環境保全を促す税法上の規定を設けることによる政策効果もあることが実証的に明らかにされる。また同時に、環境税理論が要請する公正な費用負担とシビル・ミニマムの保証という意味での公平性を同時に満たす廃棄物管理税の設計問題、廃棄物の広域移動を考慮した租税調和のあり方など新しい課題もあわせて提起される。

第5章では、世界で最も具体的な地方環境税制改革案を提案しているミネソタ州の事例の分析と評価が試みられる。同改革案が単に自然環境の持続可能性を低下させる要因を抑制する処方箋としてだけでなく、持続可能な州経済を実現する道筋に位置づけられていることが示される。また分析の結果から得られる日本への示唆として、日本の地方自治体が地方環境税

制改革を実行可能にするには、分権化の促進など前提となる枠組みの整備が必要であることが指摘される。

第6章では、ミネソタ州改革案が環境・経済・産業・各地域に及ぼす効果と影響が検討される。税制改革の実現可能性を向上させるためには、改革に伴う政策効果そのものを高めることに加えて、社会的受容性をも高める戦略と政策を具体化することの重要性が提起される。また、改革の実施に伴い多大な影響を被る主体への負担軽減措置の有効性と限界が詳細に検証され、当該措置は負担の公正さや環境効果といった点で限界はあるものの、同州が環境保全型産業構造へソフトランディングするポリシー・ミックス的手段として、その役割は小さくないことが明らかにされる。

最後の補論では、国・地方のレベルを問わず、今日の環境税の導入形態や政策効果が検証され、それらは、ビグーやボーム・オーツの念頭にはなかった要素をも組み込んで制度設計されていることがまず示される。さらに、環境税をめぐる新たな動向と論点が整理・検討され、環境税論議は、政策手段論という面ではポリシー・ミックスに、租税論という面では環境税制改革に位置づけられた環境税の構築が模索され、環境・経済・社会の持続可能性の同時達成を志向したアプローチの開発へと発展しつつあることが指摘される。

論文審査の結果の要旨

地方環境税に関する研究は、税それ自体が新しく定義すら必ずしも明確でないこともあって、まだ緒についたばかりである。理論的にも実証的にも研究蓄積は浅く、地方税としての適格性や環境管理における国と地方の役割分担との関係も十分には検討されていない。地方環境税の効果や影響に関する実証例も乏しかった。そのため、実際の自治体環境政策手段の選択や制度設計に具体的に寄与しうる知見や情報は十分には得られていないのが現状である。

これに対して著者は、地方環境税に関する理論的考察を行うとともに、熊本地域の地下水保全税、ミネソタ州の環境税制改革などを素材に、徹底した実態調査、詳細かつ、一次資料を駆使した総合的研究を行い、持続可能な地域社会を実現するための地方環境税の機能や理論的根拠、制度設計上の論点を解明し、今後の地方環境税研究の共通の基礎となるべき研究成果をあげた。この点は本論文の基本的な特徴であり、貢献である。

研究の成果として評価しうる諸点を示せば、次のようになる。

第1に、地方環境税が地方税として適格性があることを地方税原則に照らして確認すると同時に、制度設計上の課題を明らかにしたことである。地方環境税の導入形態としてあげられる既存税制のグリーン化と法定外地方税を活用するための条件を確認した上で、地域定着性や応益性、さらに環境問題における国と地方の役割分担を考慮されるべき事項として指摘し、地方環境税の正当性と導入上の留意事項を明らかにした。この知見は、学術的にだけでなく実践的にも重要なものであり、貴重な貢献として評価できる。

第2に、政策課税としての地方環境税の課税主体は環境政策・管理機能を有する地方自治体を想定しているが、規範理論を援用することでその現実妥当性を導き出したことである。集権的環境政策の正当性は、地方財政理論と補完性原理のいずれの理論からも導出される越境型外部性、規模の経済性、自治体間規制競争が存在する3つのケースが考えられるが、それぞれのケースについて現実の多様な環境問題に即した厳密な分析を行い、いずれの場合でも環境政策の分権化、すなわち中層・下層の政府が当該環境管理機能を担うことが正当化される場合もあることを示したことは、地方環境税の課税根拠を明確化する上で有用な知見であり、貴重な学術的貢献として、高く評価できる。

第3に、熊本地下水保全税の政策効果について分析し、地方環境税の制度設計に資する興味深い知見を得たことである。1つは、地下水保全税による税収の使途を地下水保全という政策目的の財政支出に限定する仕組みは、参加型税制の構築が前提になることである。もう1つは、地下水保全税が政策効果を発揮し熊本地域の地下水保全目的を実現するためには、地下水保全政策、農業政策、土地利用政策の総合的な政策統合がなくてはならず、それを支える税財政制度が全体として設計されなければならないことを指摘したことであり、地方環境税の制度設計と地方環境政策とのあるべき関係について他の分野においても指針になりうる知見として示唆的である。

第4に、廃棄物管理税の多面的効果と残された課題を、米国ミネソタ州の廃棄物管理税を事例に検討し明らかにしたことである。廃棄物管理税には、廃棄物の発生抑制・リサイクルを促すインセンティブを制度的につくりだす政策効果以外にも、税収の使途を工夫することや環境保全を促す税法上の規定を設けることによって別の政策効果もあわせて実現できる可能性

があることを指摘する。さらに、公正な費用負担とシビル・ミニマムの保証という意味での公平性を同時に満たす廃棄物管理税の設計問題や廃棄物の広域移動を考慮した租税調和問題を提起したことは、地方環境税の制度設計上の課題をその発展方向とあわせて提示したものとして、興味深い。

第5に、地方環境税制改革と持続可能な地域社会との関係をミネソタ州を事例にして分析し、税制改革の実現可能性を高めるためには、従来から指摘されてきた分配問題への配慮が不可欠であることを具体的な政策的措置との関連で再確認したことである。ミネソタ改革案が環境・経済・産業・各地域に及ぼす影響を分析し、案実施に伴う分配問題を緩和するための負担軽減措置の有効性を検証しており、政策の実効性に加えて、社会的受容性をも高める戦略と政策を具体化することが改革を実現するには必須であるとの指摘は説得的である。貴重な学術的成果として、評価できる。

同時に、本論文は優れて現代的でかつ、未開拓な分野の先駆的な研究であるだけに、研究全体の進展にも待つべき、いくつかの論点が残されている。まず挙げられるのが、地方環境税の租税体系上の位置づけを明らかにすることである。また、自治体環境政策において環境政策手段が豊富化する中で地方環境税の機能と役割を再確認する必要があるだろう。さらに租税外部性や国税としての環境税との関係も理論的にも実証的にも避けて通れない検討課題である。

しかしながら、これらの課題は、著者が提起し、理論的・実証的に解明した地方環境税研究の先駆性と実態調査の諸結果、それによってもたらされた貴重な学術的貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成17年9月29日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。